第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人神戸市食品衛生協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

(剰余金の分配の禁止)

第3条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 この法人は、飲食等に起因する中毒、感染症及びその他の危害の発生を防止するための諸事業を行うとともに、食品関係営業者への食品衛生管理の指導等並びに消費者へ食品衛生知識の向上のための普及啓発を行い、もって公衆衛生の向上と市民の健康増進に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第5条 この法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。
 - (1)食品衛生思想の普及啓発に関する事業
 - (2)食品関係営業者及び従事者の指導育成に関する事業
 - (3)食品関係営業者の自主管理体制の強化に関する事業
 - (4)食品衛生の相談に関する事業
 - (5)食品衛生の情報収集及び調査研究に関する事業
 - (6)食品衛生の顕彰に関する事業
 - (7)食品営業賠償共済事業その他食品関係営業者の福利厚生に関する事業
 - (8)前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

第3章 会員

(法人の構成員)

- 第6条 この法人の会員は、この法人の目的に賛同して入会した神戸市内を所管区域とする食品衛生協会又は食品関係営業者の業種別団体とする。
- 2 前項の会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成 18 年法律第 48 号。以下「一般法人 法」という。)に規定する社員とする。

(入会)

第7条 この法人の会員になろうとする者は、申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

(会費)

第8条 この法人の会員は、総会(第12条に規定する総会をいう。以下同じ。)において別に定める会費を納入 するものとする。

(误会)

第9条 会員は、いつでも退会することができる。

(除名)

- 第 10 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決によって当該会員を除名することができる。この場合において、当該会員に対し、当該総会の日から一週間前までにその旨を通知し、かつ当該総会において、弁明する機会を与えなければならない。
 - (1)この定款、一般法人法その他の法令、規則に違反したとき
 - (2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
 - (3)その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

- 第11条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。
 - (1)退会したとき
 - (2)解散したとき
 - (3)除名されたとき
 - (4)総会員の同意があったとき

第4章 総 会

(構成)

- 第12条 総会は、すべての会員をもって構成する。
- 2 前項の総会をもって一般法人法に規定する社員総会とする。

(権限)

- 第13条 総会は、次の事項について決議する。
 - (1)会員の除名
 - (2)理事及び監事の選任及び解任
 - (3)会長及び副会長の選定及び解任
 - (4)貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
 - (5)定款の変更
 - (6)解散及び残余財産の処分
 - (7)その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎事業年度の終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

- 第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
- 2 総会の招集は、会員に対し、総会の目的である事項、開催日時及び場所を書面により、総会の開催日の1週間 前までに通知しなければならない。
- 3 総会員数の10分の1以上の数の会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総会員の過半数が出席し、出席した会員の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1)会員の除名
 - (2)理事及び監事の解任
 - (3)定款の変更
 - (4)解散
 - (5)その他法令で定められた事項

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及びその総会に出席した会員のなかから議事録署名人として総会の決議により選出された 2 名は、前項 の議事録に署名又は記名押印する。

第5章 役 員

(役員の設置)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1)理事 3名以上15名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内
- 2 理事のうち1名を会長とする。
- 3 会長以外の理事のうち、2名以上3名以内を副会長とする。
- 4 第2項の会長をもって一般法人法に規定する代表理事とする。

(役員の選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長は、総会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 会長は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければ ならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をする ことができる。

(役員の任期)

- 第24条 役員の任期は、選任から2年後の定時総会の終結の時までとする。
- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(顧問)

- 第26条 この法人に任意の機関として、1名以上3名以内の顧問を置くことができる。
- 2 顧間の任期は、選任から2年後の定時総会の終結の時までとする。
- 3 顧問は、再任されることができる。
- 4 顧問は、次の職務を行う。
 - (1)会長の相談に応じること
 - (2)理事会から諮問された事項について参考意見を述べること
- 5 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

(報酬等)

- 第27条 役員及び顧問は、無報酬とする。
- 2 役員及び顧問には、その職務を行うために要した費用の弁償をすることができる。

(役員の責任の免除)

第28条 この法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害 賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

- 第29条 この法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第30条 理事会は、次の職務を行う。
 - (1)この法人の業務執行の決定
 - (2)理事の職務の執行の監督

(招集)

- 第31条 理事会は、会長が招集する。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。
- 3 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

- 第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、出席した 理事の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条に規定する要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第34条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第35条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

- 第36条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を 受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
 - (1)事業報告
 - (2)事業報告の附属明細書
 - (3)貸借対照表
 - (4)正味財産増減計算書
 - (5)貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号及び第2号の書類については定時総会に報告し、第3号から第5号の書類については定時総会の承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所 に備え置くものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第37条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第38条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第39条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 雑 則

(公告の方法)

第40条 この法人の公告は、電子公告により行う。

(事務局)

第41条 この法人の事務を処理するために事務局を置く。

(補足)

第42条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て会長が定める。

附 則

(最初の事業年度)

第1条 この法人の最初の事業年度は、法人成立の日から令和3年3月末日までとする。

(設立時社員の氏名及び住所)

第2条 この法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりとする。

西部食品衛生協会 神戸市長田区北町3丁目4-3

中央食品衛生協会 神戸市中央区雲井通5丁目1-1

(設立時の役員)

第3条 この法人の設立時理事、設立時監事及び設立時代表理事(会長)は、次のとおりとする。 設立時理事は、原田富男、内藤豊彦(副会長)、上東公治(副会長)とする 設立時監事は、入江眞弘、岩佐正美とする 設立時代表理事(会長)は、原田富男とする

施行日

令和2年7月1日